

第73回 税理士試験

〔 国税徴収法 〕

解答・解説レジュメ

第73回 税理士試験 国税徴収法

●はじめに

今年の本試験問題は、全体として基礎から標準レベルの問題であったといえる。第一問の問1は、通常の講義でも重要性を強調してきたテーマからの出題であり、問2も、規定そのものはその重要性を強調してきた内容である。ただ、趣旨については、意外な感じが払拭できないが、考え方は説明してきたので、それが記述できていればいいだろう。また、問3は、民法の改正を受け「消滅時効」が問われたが、これも重要性を強調してきたテーマである。「完成猶予・更新」の内容を解答できれば、得点を伸ばせる問題である。第二問は、予想どおり「譲渡担保」に関する問題であった。「要件」「徴収手続(滞納処分)」「譲渡担保財産としての滞納処分の続行」及び「譲渡担保財産から徴収する国税及び地方税の調整の特例」が問われていることを把握できれば、点数を伸ばせる問題であった。

ケアレスミスをせず、基本的・標準的な問題で確実に得点を確保できるかが、ポイントになる。

Z-73-H〔第一問〕問題

〔第一問〕 - 65点 -

問1 (35点)

次の(1)～(3)について、簡潔に説明しなさい。

- (1) 共同的な事業者の第二次納税義務の要件及び責任の限度
- (2) 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てと国税の徴収との関係
(ただし、国税不服審判所長及び行政不服審査法第11条第2項に規定される審理員の権限に属する事項については説明する必要はない。)
- (3) 国税通則法第46条の納税の猶予を税務署長等が取り消すことができる場合及びその手続

問2 (15点)

国税徴収法においては、滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例に関する規定が設けられているが、その特例の内容について説明するとともに、その特例が設けられている趣旨(理由)について、滞納処分の違法性の承継に触れつつ説明しなさい。

問3 (15点)

次の〔設例〕において、①～③の事由が、国税の徴収権の消滅時効にどのように影響を及ぼすか(具体的日付を用いて説明する必要はない。)を述べた上で、消滅時効の完成により、甲の滞納国税について徴収権を行使することができなくな

る日を答えなさい。なお、附帯税について考慮する必要はない。

〔設例〕

滞納者甲は、令和5年3月10日、令和4年分の申告所得税の確定申告を行い、納付すべき税 額(300万円)が確定したが、法定納期限である令和5年3月15日までに納付しなかった。(なお、他に滞納となっている国税はない。)

① そのため、甲の滞納国税の納税地を所轄する乙税務署長は、同年4月26日、甲の令和4年分申告所得税に係る督促状を発送し、督促状は同月28日に甲に送達された。

② 督促状の送付を受けた甲は、同年5月15日に乙税務署を訪れ、令和4年分申告所得税を一時に納付することが困難であるとして、同国税につき国税徴収法151条の2の規定による換価の猶予の申請を行った。

乙税務署長は、甲の申請を許可することとし、同月22日、甲の令和4年分申告所得税全額について、猶予期間を同月15日から同年10月31日までとし、各月末日に50万円ずつ分割して納付することを内容とする換価の猶予許可通知書を発送し、同通知書は同月24日に甲に送達された。

③ 同年6月28日、甲の財産について強制執行が開始されたことから、同年7月5日、乙税務署長は、甲の滞納国税について丙地方裁判所に交付要求を行うこととし、同日、丙地方裁判所宛に交付要求書を発送するとともに、甲宛に交付要求通知書を発送した。

交付要求書は同月6日に丙地方裁判所に送達されたものの、同月10日、甲宛の交付要求通知書が郵便局から返戻されたため、同月12日、乙税務署徴収職員は甲の自宅に赴き、甲に交付要求通知書を交付した。

同年8月31日、乙税務署長は、上記の交付要求に基づく配当として金銭100万円の交付を受け、同日、甲の滞納国税に充当したが、甲からは、その後も残額の200万円が納付されることはなく換価の猶予期間を経過した。

Z-73-H〔第一問〕解 答

問1

(1) 15

1. 成立要件

次のすべての要件に該当するときは、共同的な事業者の第二次納税義務が追及できる。

① 次に掲げる者が納税者の事業の遂行に欠くことができない重要な財産（以下「重要財産」という。）を有していること。

イ 納税者が個人である場合

……その者と生計を一にする配偶者その他の親族でその納税者の経営する事業から所得を受けているもの

ロ 納税者がその事実のあった時の現況において同族会社である場合

……その判定の基礎となった株主又は社員

② 重要財産に関して生ずる所得が納税者の所得となっていること。

③ 納税者が重要財産の供されている事業に係る国税を滞納していること。

④ 上記③の滞納国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められること。

2. 第二次納税義務者

第二次納税義務者は、上記(1)①に掲げる者である。

3. 第二次納税義務の範囲

重要財産（取得財産を含む。）を限度として、滞納国税の第二次納税義務を負う。

(2) 10

1. 換価の制限（国通法105①）

国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となった処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押えた財産（特定参加差押不動産を含む。）の滞納処分による換価は、原則として、その不服申立てについての決定等があるまですることができない。

2. 徴収の猶予等と滞納処分の続行の停止（国通法105②④⑥）

再調査審理庁又は国税庁長官は、必要があると認めるときは、再調査請求人等の申立てにより、又は職権で、不服申立ての目的となった処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずることができる。

3. 担保の提供による差押えの解除等（国通法105③⑤⑥）

再調査審理庁又は国税庁長官は、再調査請求人等が担保を提供して、不服申立ての目的になった処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、若しくはその差押えを解除し、又はこれらを命ずることができる。

(3) 10

1. 要件(国通法49①)

納税の猶予を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる。

① 繰上請求に該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る国税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

② 新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき(税務署長等が止むを得ない理由があると認めるときを除く)

③ 偽りその他不正な手段によりその猶予の申請がされ、その申請に基づきその猶予をしたことが判明したとき

④ 上記に掲げる場合を除き、その者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

2. 手続

① 弁明の機会の供与(国通法49②)

税務署長等は、納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮する場合には、繰上請求に該当する事実があるときを除き、あらかじめ、その猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。

ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

② 通知(国通法49③)

税務署長等は、納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

問2

1. 滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例(法171) 10

滞納処分についての次に掲げる処分に関して欠陥があることを理由とする不服申立て(不服申立期間の規定により不服申立てをすることができる期間を経過したもの及び国税に関する処分についての不服申立ての規定による審査請求を除く)は、これらの規定にかかわらず、それぞれに定める期限まででなければ、することができない。

① 督促

原則として差押えに係る通知を受けた日から3月を経過した日

② 不動産等についての差押え

その公売期日等

③ 不動産等についての公売公告から売却決定までの処分

買受代金の納付の期限

④ 換価代金等の配当

換価代金等の交付期日

2. 滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例の趣旨 [5]

(1) 違法性の承継とは、先行処分に違法があった場合に、それが後行処分にも承継されることをいう。

違法性が承継されるとは、後行処分に何ら違法がなくても、先行処分の違法を理由として後行処分も違法であると主張することができることであり、また、先行処分に対する不服申立て又は訴訟提起の法定期間が経過しても、先行処分の違法を理由として後行処分について争うことができるというものである。

(2) しかし、この違法性の承継を無制限に許容すると、滞納処分手続の安定を図ることができず、また、強制換価手続により権利利益を受けた者の保護を図ることができない。そこで、「滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例」を設け、その申立ての期間を制限することとした。

問3

① の事由 [5]

甲の滞納所得税の法定納期限の翌日から国税の徴収権の消滅時効は進行し、督促状を発送したときに消滅時効が完成猶予される。

② の事由 [5]

換価の猶予の申請があった場合には、消滅時効は更新する。換価の猶予がされた場合には、猶予期間中は、その申請に係る国税の徴収権の消滅時効は完成しない(完成猶予する)。

本問の場合、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに滞納国税が完納されない場合、その翌日から消滅時効は新たに進行するが、滞納者甲が換価の猶予を申請したことにより、消滅時効は更新することになる。

また、乙税務署長が換価の猶予の許可をし、滞納者甲に換価の猶予許可通知書を発送したことにより、消滅時効は換価の猶予期間中、完成猶予する。

③ の事由 [5]

国税の徴収権の時効は、交付要求の効力が生じた時に完成せず、その交付要求がされている期間(滞納者に通知されていない期間があるときは、その期間を除く。)を経過した時から新たに進行を始める。また、申請による換価の猶予期間を経過した時から新たにその進行を始める。

本問の場合、乙税務署長が、強制執行をした丙地方裁判所に対して交付要求書を発送し送達した時、交付要求がされている期間、消滅時効は完成猶予するが、甲に交付要求通知書を交付されていない期間は、完成猶予しない。

また、乙税務署長が交付要求に基づく配当として100万円の交付を受け、その期間を経過した時から滞納国税の残額200万円について新たに進行を始めることになるが、それは、猶予期間が満了した日からとなる。よって、当該日から5年間、徴収権の行使をしないことにより消滅時効が完成する。

Z-73-H〔第二問〕問題

〔第二問〕 - 35点 -

次の〔設例〕において、以下の問1及び問2に答えなさい。

〔設例〕

1 印刷工場を経営する滞納会社甲社は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間を事業年度(消費税及び地方消費税の課税期間)とする消費税及び地方消費税確定分200万円(法定納期限等：令和5年2月28日)を滞納している。

2 令和5年6月1日、甲社は、その代表者の知人である乙との間で、乙から事業資金として500万円を借り入れるに当たり、甲社が所有する印刷用の機械設備(評価額500万円)を担保の目的で乙に譲渡する旨の契約を締結し、同月5日、動産譲渡登記を経由した。

3 令和5年9月4日、X税務署長は、甲社の滞納国税200万円を徴収するため、譲渡担保権者である乙に対して国税徴収法第24条第2項に基づく告知を行うとともに、乙の納税地を管轄するY税務署長及び甲社に対し、その旨を通知した。

4 上記3の告知を受けた乙は、上記2の貸付金について、甲社からの返済が滞っていたことから、令和5年9月7日、甲社に対して譲渡担保権を実行する旨の通知を行い、返済されていない貸付金額450万円と機械設備の時価500万円との差額50万円を現金で甲社に交付するとともに、その機械設備を乙の事務所に持ち帰った。

これにより、乙は譲渡担保財産である機械設備の所有権を確定的に取得するとともに、甲社と乙との間に債権債務関係はなくなった。

5 乙は、令和4年分の消費税及び地方消費税400万円(法定納期限等：令和5年3月31日)を滞納していた。

6 令和5年9月11日、Y税務署徴収職員は、乙の財産調査のために乙の事務所を訪れたところ、上記4の事実を把握したため、乙が取得した機械設備を差し押さえた。

7 令和5年9月18日、X税務署長は、甲社の滞納国税を徴収するため、Y税務署長が差し押さえた機械設備につき参加差押えをした。

8 令和5年9月20日、Z県税事務所長は、乙の滞納地方税200万円(法定納期限等：令和4年8月31日)を徴収するため、Y税務署長が差し押さえた機械設備につき参加差押えをした。

9 甲社及び乙は、他に差し押さえるべき財産を有していない。

問1 (20点)

国税徴収法第24条に基づく譲渡担保権者の物的納税責任を追及するための一般的な要件を述べた上で、X税務署長が行った参加差押えの有効性について、理由を付して答えなさい。

問2 (15点)

機械設備が滞納処分により換価された場合に、X税務署長、Y税務署長及びZ県税事務所長が、それぞれ受けることができる配当金額について、理由を付して答えなさい。なお、換価代金は500万円とし、滞納処分費、附帯税及び遅延利息等について考慮する必要はない。

Z-73-H〔第二問〕解 答

問1について

1. 要件 10

次のすべての要件に該当するときは、譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができる。

- (1) 納税者が国税を滞納していること。
- (2) 納税者が譲渡した財産（手形を除く。）でその譲渡により担保の目的となっているもの（「譲渡担保財産」という。）があること。
- (3) その譲渡担保財産の譲渡に係る権利の移転の登記等が、納税者の国税の法定納期限等後にあること。
- (4) 納税者の財産につき滞納処分を執行してもなおその国税に不足すると認められること。本問の場合、甲社が消費税を滞納しており、譲渡した機械設備（動産）が担保目的となっている。そして、動産譲渡登記（令和5年6月5日）が甲社の滞納消費税の法定納期限等（令和5年2月28日）後にされており、現金50万円に滞納処分を執行しても、なお、徴収不足が生じると認められる。

2. 参加差押えの有効性について 10

(1) 譲渡担保権者に対する告知（法24②）

税務署長は、上記1により国税を徴収しようとするときは、譲渡担保権者に対し、所定の事項を記載した書面により告知しなければならない。本問の場合、x税務署長は、譲渡担保権者乙に告知書を発している。

(2) 納税者等に対する通知（法24②）

上記(1)の告知をした場合においては、譲渡担保権者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長及び納税者に対しその旨を通知しなければならない。本問の場合、X税務署長は、譲渡担保権者乙の所轄Y税務署長及び甲社に告知した旨を通知している。

(3) 譲渡担保財産に対する滞納処分（法24③）

上記(1)の告知書を発した日から10日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴収職員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分を執行することができる。本問の場合、告知書を発した日から10日を経過した日までに完納されていないことにより、Y税務署長に対して滞納処分（参加差押え）をすることができる。

(4) 譲渡担保財産としての滞納処分の続行（法24⑦）

上記(1)による告知をした後、納税者の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合においても、なお譲渡担保財産として存続するも

のとみなして、上記(3)の滞納処分を続行する。

本問の場合、告知書を発した日(令和5年9月4日)から10日を経過した日(同年9月15日)までの間である同年9月7日に、甲社の債務不履行により譲渡担保財産(設備機械)の所有権が譲渡担保権者乙に確定的に帰属するが、なお、譲渡担保財産として存続ものとみなし、参加差押えを続行する。

問2について

1. 差押先着手による優先の特例 10

譲渡担保財産について、設定者の国税が担保権者の国税等と競合する場合において、その財産が担保権者の国税等につき差し押えられているときは、差押先着手による国税の優先の規定の適用については、その差押えがなかったものとみなし、設定者の国税(その国税の交付要求が2以上あるときは、最も先に交付要求をした国税)につきその財産が差し押えられたものとみなす。この場合においては、その担保権者の国税等につき交付要求(他の担保権者の国税等の交付要求があったときは、これよりも先にされた交付要求)があったものとみなす。

本問の場合、譲渡担保財産である機械設備について、設定者甲の消費税及び地方消費税が競合する担保権者乙の消費税及び地方消費税について差し押えされている。差押先着手による国税の優先の規定の運用については、その差押えがなかったものとみなし、甲の消費税及び地方消費税につき機械設備が差し押さえられたものとみなす。この場合、乙の消費税及び地方消費税につき交付要求があったものとみなす。

2. 配当金額 5

X税務署長	150万円
Y税務署長	350万円
Z県税事務所長	0万円

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

確実ライン 86点、 ボーダー 75～76点

夏のオンラインイベント(無料)に参加しよう！

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略Zoomセミナー

要予約

※各セミナー
先着400名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

●開催日時及び担当講師

簿記論
8/23(水)
19:30～20:30



安部 洋平

所得税法
8/16(水)
19:30～20:30



信澤 奈津美

財務諸表論
8/18(金)
19:30～20:30



渡辺 俊宏

相続税法
8/27(日)
13:00～14:00



阿部 史生

法人税法
8/27(日)
10:30～11:30



櫻井 洋

消費税法
8/21(月)
19:30～20:30



二宮 良之

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座ホームページで 配信！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/tacchannel.html



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定:
8/11(金)～



～今が就活最前線！～ どこよりも早い傾向分析と対策！

要予約

※先着400名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2023年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:
8/17(木) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

8/14(月)
17:00より
公開予定!

- ① 本試験後の
「受験プランニング」
- ② 第73回税理士試験
「解答解説会」Web配信
- ③ 講師インタビュー 簿記・財表・法人・所得・相続・消費
「本試験の所感と合格ライン」

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri.html



■TACのサービスをご紹介

デ ジ タ ル 教 材

デジタル教材を活用してスマート学習!



移動などのスキマ時間の
学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる!



スマホやタブレットで
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html

